

一宮監公表第9号

2025（令和7）年2月28日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	八	木	丈之
一宮市監査委員	松	井	哲朗

活力創造部等の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、活力創造部等の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

活力創造部等の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、活力創造部等の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

活力創造部（産業振興課、観光交流課、農業振興課、スポーツ課、指定管理課、博物館管理課、図書館管理課）及び農業委員会事務局の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に 2024 年 4 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

活力創造部長、次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2024 年 11 月 26 日 ～2025 年 2 月 10 日
監査事務局による 実地調査	図書館管理課（中央図書館）	2024 年 12 月 4 日
	農業振興課、農業委員会事務局	2024 年 12 月 5 日
	観光交流課	2024 年 12 月 9 日
	博物館管理課（博物館）	2024 年 12 月 10 日
	博物館管理課（尾西歴史民俗資料館）	2024 年 12 月 11 日
	図書館管理課（尾西図書館）	2024 年 12 月 12 日
	図書館管理課（玉堂記念木曾川図書館、子ども文化広場図書館）	2024 年 12 月 13 日
	指定管理課	2024 年 12 月 16 日
	博物館管理課（三岸節子記念美術館）	2024 年 12 月 17 日
	スポーツ課	2024 年 12 月 18 日
	産業振興課	2024 年 12 月 20 日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	2025 年 2 月 19 日、 同月 20 日、同月 21 日、同月 25 日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、

その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 観光交流課・スポーツ課・指定管理課・博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曾川図書館）共通

（１）契約書への必要条項の記載漏れについて

契約書において記載すべき必要な記載事項が規則等により定められているが、特定計量器定期検査委託契約始め 14 契約において、次のとおり契約書に記載すべき条項が記載されていないものがあった。

契約の締結にあたっては、適正な履行を確保し、後の相手方とのトラブルを予防するため、契約ごとに必要条項を検討し適正な内容で契約を締結するよう、チェック体制を強化されたい。

ア 一宮市契約規則で記載しなければならないと規定されている条項について記載されていないものがあった。（観光交流課、スポーツ課、指定管理課、博物館管理課（三岸節子記念美術館））

イ 秘密の保持に係る条項について記載されていないものがあった。（スポーツ課、図書館管理課（中央図書館））

ウ 一括再委託の禁止及び一部再委託の場合の事前承認に係る条項について記載されていないものがあった。（スポーツ課、指定管理課、図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曾川図書館））

◎ 産業振興課・博物館管理課（博物館）・図書館管理課（玉堂記念木曾川図書館）・農業委員会事務局共通

（１）契約書等で規定された提出物の提出漏れについて

一宮市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託契約始め 5 契約において、契約書等で規定されている提出物について、提出がされていなかった。

契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

◎ スポーツ課・博物館管理課（博物館）共通

（１）委託契約における仕様書の点検設備の数量の記載誤りについて

尾西グリーンプラザ消防設備保守点検業務委託契約始め２契約において、仕様書に規定された消防設備の点検数と、点検報告書に記載された点検数が異なっているものがあった。なお、実際の消防設備の数は報告書の数と一致しており、点検漏れはなかった。

仕様書に規定された数と実際の数が異なることで、施設の安全管理に必要な消防設備の点検が適切に実施されないおそれがあるため、契約書類は正確に作成されたい。

◎ 博物館管理課（博物館、尾西歴史民俗資料館、三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館）共通

（１）契約における不適正な前金払について

名鉄妙興寺駅広告看板掲出業務契約始め６契約について、業務の完了前であるにもかかわらず、契約代金が前金払されていた。

地方自治法施行令第163条及び一宮市会計に関する規則第30条で前金払をすることができる経費が規定されているが、当該契約はこれに該当しないので、契約書の記載内容を改めるとともに、不適正な前金払が行われないよう、契約締結にあたっては法令等に基づき的確な事務処理をされたい。

◎ 博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（尾西図書館）共通

（１）領収書受払簿の未作成について

一宮市会計に関する規則第45条で、出納員及び分任出納員は、領収書受払簿を備えなければならないと規定されているが、領収書受払簿が作成されていないかった。

必要な帳簿を備えていないことで、不正につながるおそれがあるため、速やかに受払簿を作成し、規則にのっとりた運用により現金等の管理に万全を期されたい。

◎ 産業振興課

(1) 補助金の交付申請における必要書類の未添付について

商工団体等事業補助金において、一宮市商工団体等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で共同事業の補助金の交付申請を商店街の連合組織が行う場合は、事業実施場所の商店街振興組合または商店街協同組合が当該事業を承認した総会等の議事録の写し（代表者の原本証明したもの）を提出することが規定されているが、交付決定に係る決裁文書を確認したところ、交付申請書に当該議事録の写しが添付されていないものが1件あった。

要綱に沿った運用がなされていない状況であるため、適切な事務処理を行われたい。

(2) 補助金の交付申請における申請書の記載漏れについて

移住促進支援補助金において、一宮市移住促進支援・地方就職学生支援補助金交付要綱で、対象者要件として、一宮市に補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していることが規定されているが、申請書に設けられた申請者確認欄にチェックが付されておらず、意思を有しているか申請書上では確認できない状態であるにもかかわらず、申請書を受理し、補助金の交付決定及び確定がされているものが1件あった。

申請書では補助金の交付要件を満たしているか不明瞭な状態であるため、申請書は漏れなく記載するよう申請者へ指導するとともに、審査体制を強化し、補助金交付の適正性と透明性を確保できるよう適切な事務処理を行われたい。

(3) 補助金の交付申請における不鮮明な必要書類の添付について

障害者特別雇用奨励金において、一宮市障害者特別雇用奨励金支給要綱で、交付申請時の添付書類の一つとして障害内容を証明する手帳または障害者職業センター判定書の写しが規定されているが、添付された手帳の写しが不鮮明で障害等級や手帳番号を読み取ることができないにもかかわらず、申請書を受理し、奨励金の交付決定及び確定がされているものが1件あった。

補助金の申請時には適切な書類を添付するよう申請者へ指導するとともに、審査体制を強化し、補助金交付の適正性と透明性を確保できるよう適切な事務処理を行われたい。

(4) 管理が不十分な郵便切手の保管について

所管課の金庫内に、所管課が訴訟のために 2022 年度に購入したものの、訴訟終了後に裁判所から返還された未使用の郵便切手 1,089 円分が保管されていたが、保管状況を把握していない状態であった。

当該郵便切手について適切に処理するとともに、金券類についても現金と同様に厳正な取扱いが必要であるので、適切な管理体制を整えられたい。

(5) レターパックに係る受払簿の記載漏れについて

所管課が管理しているレターパックにおいて、受払簿上の在庫数と実際の在庫数が一致しないものがあった。また、受払簿について、上席者による確認を受けていなかった。

レターパックは換金可能であり、現金と同等の管理が必要であるため、受払簿へ漏れなく記載し、適切な管理をされたい。また、定期的に受払簿の在庫数と実際の在庫数について上席者の確認を受ける体制を整えられたい。

(6) 契約書等で規定された提出物の提出漏れについて

産業振興課・博物館管理課（博物館）・図書館管理課（玉堂記念木曾川図書館）・農業委員会事務局共通の検出事項のとおり。

◎ 観光交流課

(1) 契約締結決裁と契約書との相違について

特定計量器定期検査委託契約において、契約書、特約条項、仕様書が添付された状態で契約締結時の決裁が採られていたにもかかわらず、実際に締結された契約書には仕様書が綴じられておらず、仕様書が契約の一部として合意されたものか確認できない状態であった。

契約の条件が確実に履行されるよう、決裁権者が承認した内容で契約締結されたい。

(2) 契約書への必要条項の記載漏れについて

観光交流課・スポーツ課・指定管理課・博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曾川図書館）共通の検出事項のとおり。

◎ 農業振興課

（１）補助金の交付決定における通知書の記載誤りについて

農業人材力強化総合支援事業補助金において、補助対象者へ送付した交付決定に係る通知書に記載された補助条件が、一宮市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱等で規定されている補助条件と異なっているものが２件あった。

補助対象者へ誤った補助条件を付記して通知することがないようチェック体制を強化し、適切な事務処理をされたい。

（２）廃棄手続済備品の再利用における備品管理システムへの登録漏れについて

所管課が利用する備品のうち、廃棄手続済の備品を再利用しているにもかかわらず、備品管理システムに登録されていないものが２点あった。

一宮市物品等会計規則第 16 条で課長等は備品管理システムにより備品を管理しなければならないと規定されているので、速やかに登録するとともに、管理体制を構築し、備品管理に万全を期されたい。

◎ スポーツ課

（１）契約における履行確認の未実施について

スポーツ施設除草・清掃管理業務請負契約において、仕様書に規定された側溝清掃後の所管課による検査が行われていなかった。

契約内容が適切に履行されないおそれがあるため、契約書等に規定された内容については確実に実施されるよう、チェック体制を整えられたい。

（２）契約書への必要条項の記載漏れについて

観光交流課・スポーツ課・指定管理課・博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曽川図書館）共通の検出事項のとおり。

（３）委託契約における仕様書の点検設備の数量の記載誤りについて

スポーツ課・博物館管理課（博物館）共通の検出事項のとおり。

◎ 指定管理課

(1) 目的外使用許可における許可書の記載誤りについて

目的外使用許可において、許可書の用途制限を誤って記載していたものが2件あった。

目的外使用許可の際には、許可書の内容に誤りがないか十分に確認し、適切な事務処理を心掛けるとともに、チェック体制を整えられたい。

(2) 契約書への必要条項の記載漏れについて

観光交流課・スポーツ課・指定管理課・博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曾川図書館）共通の検出事項のとおり。

◎ 博物館管理課

(1) 修繕工事における監督員と検査員の兼職について（博物館、尾西歴史民俗資料館、三岸節子記念美術館）

一宮市博物館燻蒸庫扉パッキン取替修繕工事始め12件の修繕工事において、任命された監督員と検査員が同一の職員であった。

監督員は、工事等の契約の履行途中において立会い、指示その他適当な方法によって適正な履行を図る者で、検査員は、契約が契約の内容どおりに適正に履行されたか確認する者である。監督員と検査員が同一人物であることで、各段階におけるチェックが十分に機能せず、不正、不備が見逃されるなど不正防止のけん制効果がなくなるため、一宮市契約規則において原則兼職を禁止している。

監督員及び検査員の職務は重要であるので、監督、検査が確実になされるよう、適切と認められる者を選定するとともに、工事等の契約の適正な履行を確保されたい。

(2) 不適切な受託販売について（博物館、三岸節子記念美術館）

博物館及び三岸節子記念美術館で実施している受託販売において、次のような箇所がみられた。後の相手方とのトラブルを予防するため、事務の万全を期されたい。

ア 契約書等を取り交わさず、相手方からの依頼文を受けて受託販売していたものが1件あった。契約書等を作成したうえで契約を締結されたい。（博

物館)

イ 契約終了日について、契約書に記載がないものや双方協議のうえ定める旨の条項により契約終了日が不明瞭なものが3件あった。契約終了日を明記し、適切な内容で契約を締結されたい。(三岸節子記念美術館)

ウ 販売した商品について、月末に精算すると規定した契約を変更せず、仕入れた都度精算するように当年度より変更していたものが1件あった。契約内容又は事務運用を精査されたい。(三岸節子記念美術館)

(3) 委託契約における仕様書への点検回数の記載漏れについて(博物館)

一宮市博物館昇降設備(乗用)保守点検業務委託契約始め2契約において、契約書で、点検対象及び点検回数は別紙仕様書のとおりとすると規定されているが、仕様書に点検回数の記載がなかった。

点検回数が不明瞭な内容で契約を締結することで、設備の安全管理に必要な保守点検が適切に行われぬおそれがあるため、契約書の内容が適切か十分に精査し漏れなく条件を記載するとともに、確認する体制を整えられたい。

(4) 契約締結決裁への見積書の未添付について(博物館)

名鉄妙興寺駅広告看板掲出業務契約において、契約金額や随意契約とする理由は契約締結に係る決裁文書に記載されていたものの、見積書が添付されておらず、契約金額が適正か確認されないまま決裁が採られ、契約締結がされていた。

決裁文書には契約金額の根拠となる必要書類を漏れなく添付し、見積金額、内容を確認するとともに、チェック体制を整えられたい。

(5) 契約における業務実績報告書の記載漏れについて(博物館)

一宮市木曽川資料館開館業務委託契約において、業務実績報告書に開館日である9月1日分の報告が記載されていなかった。

業務実績報告書は一宮市木曽川資料館の開館日における業務完了を確認するものであるとともに、利用者数を把握するものでもあるため、正確性が求められる。

契約書で規定されている報告については、所管課において内容が適切か確認する体制を整えるとともに、その内容に不備がないように契約の相手方を指導されたい。

(6) 契約締結決裁と契約書の相違について（三岸節子記念美術館）

昇降設備保守委託契約において、契約締結に係る決裁に添付されていない書類が契約書の一部として綴じられていた。また、決裁に添付されていたものの、契約書に綴じられていない書類があった。

契約の締結にあたっては書類の確認を徹底するとともに、決裁権者が承認した内容で契約締結されたい。

(7) 業務の再委託における提出物の提出漏れ及び承認漏れについて（三岸節子記念美術館）

空調保守点検業務委託契約において、実施報告書に契約の相手方ではない業者が作成した報告書が添付されていたが、契約書で規定されている再委託に係る市の事前承認を得ていなかった。

再委託が必要な場合は、契約書の規定に基づき市の事前承認を得るよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化し、内容確認を徹底されたい。

(8) 施設使用料の不適切な時期での徴収について（三岸節子記念美術館）

施設使用料の徴収において、一宮市三岸節子記念美術館条例第9条で、使用許可を受けたときは、使用料を前納しなければならない旨が規定されているが、前納されておらず、使用期間中に支払われているものが1件あった。

所管課の説明によると、催促したものの使用者の持参が遅れたとのことであるが、市が行う事務には公平性が要求されるため、条例に基づき適切に事務処理をされたい。

(9) 領収書への公印の不適切な使用について（三岸節子記念美術館）

三岸節子記念美術館（以下「美術館」という。）で管守されている公印番号18の「一宮市三岸節子記念美術館印」（以下「美術館印」という。）は一宮市公印規則で、美術館名で発する文書に使用することと用途が規定されている。美術館で使用している領収書の冊子を調査したところ、出納員名で発行し納付者に渡す予定の領収書に、美術館印が押印されていた。また、公印の使用については、一宮市公印規則第5条第2項で公印管守者、公印取扱者等は決裁を経た原議書又はその他の証拠書類を提示したうえで公印を使用する旨が規定されているが、規定されている手続を経ずに使用していた。

一宮市公印規則で規定された用途以外に使用することのないよう公印の管

守体制を強化するとともに、決裁を経た決議書又はその他の証拠書類の提示をしてから公印を使用するなど、規則にのっとり、適正な事務運用をされた
い。

(10) 契約書への必要条項の記載漏れについて

観光交流課・スポーツ課・指定管理課・博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曾川図書館）共通の検出事項のとおり。

(11) 契約書等で規定された提出物の提出漏れについて

産業振興課・博物館管理課（博物館）・図書館管理課（玉堂記念木曾川図書館）・農業委員会事務局共通の検出事項のとおり。

(12) 委託契約における仕様書の点検設備の数量の記載誤りについて

スポーツ課・博物館管理課（博物館）共通の検出事項のとおり。

(13) 契約における不適正な前金払について

博物館管理課（博物館、尾西歴史民俗資料館、三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館）共通の検出事項のとおり。

(14) 領収書受払簿の未作成について

博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（尾西図書館）共通の検出事項のとおり。

◎ 図書館管理課

(1) 図書館施設の利用に係る不適切な運用について（尾西図書館、玉堂記念木曾川図書館）

図書館施設の利用において、要領に基づき適切に運用されていないものが以下のとおり検出された。市が行う事務には公平性が要求されるため、適切な事務運用に努められたい。

ア 事務取扱要領第27条において、図書館主催講座の修了後は自主講座団体として図書館利用団体届を年1回提出させる旨が規定されているが、4件について提出されていなかった。（尾西図書館）

イ 一宮市立図書館会議室等の利用に関する要領第5条で、会議室等の利用を希望する者は、利用しようとする日の3か月前から図書館施設利用許可申請書を館長に提出することができる旨が規定されているが、申請日から3か月以上先の利用日について、利用申請及び許可がされているものが1件あった。(玉堂記念木曾川図書館)

(2) 複数年契約の契約書における廃止条例等記載事項の変更漏れについて(中央図書館)

複数年契約である一宮市立中央図書館運営業務委託契約始め2契約において、契約期間中に廃止された一宮市個人情報保護条例(平成12年一宮市条例第3号)及び改正される前の一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成12年一宮市規則第52号)を遵守する旨が契約書に記載されたままになっていた。

所管課の説明によると、同条例の廃止や同規則の改正については把握していたものの、契約の相手方に通知等を行っていなかった。契約書に記載されている法令等が変更となる場合は、相手方にその旨を明示するよう適切な事務処理をされたい。

(3) 契約書における契約期間の記載誤りについて(尾西図書館)

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約において、契約書の契約期間を規定した条項に、誤った契約期間が記載されていた。

契約の締結にあたっては、適正な履行を確保し、後の相手方とのトラブルを予防するため、適正な内容で契約を締結するよう、チェック体制を強化されたい。

(4) 再委託に係る不適切な条項の記載について(尾西図書館)

三菱エレベーターリモートメンテナンス契約において、契約書で、契約に基づく作業の一部を第三者に委託することができると規定されていた。

実際には再委託は行われていないものの、不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書には再委託禁止条項を記載するとともに、業務の一部を再委託せざるを得ないのであれば事前承認に関する条項を設け、事前に承諾願等を契約の相手方に提出させ、市が承認したうえで業務を行われたい。

(5) 目的外使用許可における不適切な減免処理について（子ども文化広場図書館）

行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条第1項で、使用料は使用者の申請により全部もしくは一部を免除できると規定されているが、申請書で使用料の減免申請がされていないにもかかわらず、減免されているものが2件あった。

使用料は原則徴収すべきものであり、使用者からの申請なく減免するのは適切ではないので、速やかに適切な措置を行うとともに、適正な許可事務に努められたい。

(6) 修繕工事における必要書類の通知及び提出漏れについて（玉堂記念木曽川図書館）

木曽川図書館南側自動ドア修繕工事始め3件の工事において、契約書及び請書に一宮市公共工事請負契約約款を添付しているが、その約款で提出を定めている完成届等が提出されておらず、監督員通知等も行われていなかった。

必要書類は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、業務が適切に遂行されているか内容を確認されたい。また、相手方への通知も漏れなく行うよう適切な事務処理をされたい。

(7) 契約書への必要条項の記載漏れについて

観光交流課・スポーツ課・指定管理課・博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館、玉堂記念木曽川図書館）共通の検出事項のとおり。

(8) 契約書等で規定された提出物の提出漏れについて

産業振興課・博物館管理課（博物館）・図書館管理課（玉堂記念木曽川図書館）・農業委員会事務局共通の検出事項のとおり。

(9) 契約における不適正な前金払について

博物館管理課（博物館、尾西歴史民俗資料館、三岸節子記念美術館）・図書館管理課（中央図書館）共通の検出事項のとおり。

(10) 領収書受払簿の未作成について

博物館管理課（三岸節子記念美術館）・図書館管理課（尾西図書館）共通の

検出事項のとおり。

◎ 農業委員会事務局

(1) 契約書等で規定された提出物の提出漏れについて

産業振興課・博物館管理課（博物館）・図書館管理課（玉堂記念木曾川図書館）・農業委員会事務局共通の検出事項のとおり。

以上